

公益財団法人世界こども財団理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人世界こども財団（以下「この法人」という。）の定款第28条に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会の種類及び招集

(理事会の種類)

- 第2条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する（うち1回は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する定時評議員会前に開催する）。
 - 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき開催する。

(招集者)

第3条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるとき又は欠けたときは副理事長が招集し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは専務理事が招集する。

(招集の通知)

- 第4条 理事会を招集する者は、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により理事会の開催日の5日前までに招集の通知を発しなければならない。
- 2 同条前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(議長)

- 第5条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が当該理事会に出席できない場合又は理事長が必要と認めるときには、副理事長がこれに充たる。また、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは専務理事がこれに充たる。

(定足数等)

- 第6条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 2 議長は、理事会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(理事会の決議事項)

- 第7条 理事会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにこの法人の定款に定める事項を決議する。
- 2 個々の理事会においては、当該理事会に係る招集通知に記載し又は記録された事項について決議する。
 - 3 前項にかかわらず、招集通知に記載し又は記録された事項以外で、当該理事会において決議が必要な事項が生じた場合には、当該理事会に出席した理事全員の同意があるときには、これを発議し、決議することができる。

(議決)

- 第8条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事現在数の過半数が出席し、その理事の過半数をもって決する。
- 2 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。
 - 3 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(関係者の出席)

- 第9条 理事長が必要と認めるときは、議事に関係する者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(議事録)

- 第10条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、別紙に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。
 - 3 議事録には、出席した理事長及び監事がこれに記名押印をしなければならない。
 - 4 ただし、第5条第2項の場合には、前項に規定する理事長を、議長をつとめた副理事長或いは専務理事と読み替える。

(議事録等の配布)

- 第11条 議長は、必要に応じて、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

- 第12条 理事会は、この法人の業務の執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、理事長及び執行理事の選定及び解職を行う。

(報告事項)

- 第13条 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第18条 理事会の事務局は、定款38条に規定する事務局がこれに当たる。

(改廃)

- 第19条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

【附則】

- 本規程は、平成27年5月12日から施行する。

別紙

理事会議事録記載事項

- 1 開催の日時、開催の場所
- 2 出席した理事及び監事の氏名
- 3 議事の経過の概要及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 理事会において監事が意見又は発言をしたときは、その意見又は発言の内容の概要
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 8 議事録に署名する議長及び監事の氏名
- 9 定款に規定された理事及び監事の報告及び意見